

議案第62号

朝来市図書館条例の一部を改正する条例制定について
朝来市図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和8年8月27日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

図書館サービスの充実を図るための施設として生野図書館及びあさご森の図書館を分館として設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市図書館条例の一部を改正する条例

朝来市図書館条例（平成17年朝来市条例第118号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前						
（設置） 第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、住民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく朝来市図書館（以下「図書館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 （略） <u>2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>朝来市生野図書館</td><td>朝来市生野町口銀谷791番地1</td></tr><tr><td>朝来市あさご森の図書館</td><td>朝来市新井194番地</td></tr></table> （事業） 第3条 <u>図書館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</u> <u>(1) 図書、記録、郷土資料、行政資料、視聴覚教育資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、市民の利用に供すること。</u>	名称	位置	朝来市生野図書館	朝来市生野町口銀谷791番地1	朝来市あさご森の図書館	朝来市新井194番地	（設置） 第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、住民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号。<u>以下「法」という。</u>）に基づく朝来市図書館（以下「図書館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 （略） <u>（構成）</u> 第3条 <u>図書館の活動を充実するため必要があるときは、図書館の分館及び移動図書館等を置くことができる。</u>
名称	位置						
朝来市生野図書館	朝来市生野町口銀谷791番地1						
朝来市あさご森の図書館	朝来市新井194番地						

(2) 図書館資料の分類排列を適切にし、その目録を整備すること。

(3) 図書館資料の利用のための相談に応じること。

(4) 館報その他読書資料の発行及び頒布に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(図書館資料の選択、収集及び廃棄処理)

第6条 図書館資料の選択、収集及び廃棄処理については、教育委員会の承認を得て、図書館長がこれを決定する。

(入館の制限)

第7条 館長は、次のいずれかに該当する者があるときは、図書館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者

(2) 図書館の施設、附属設備、図書館資料等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上の支障があると認められる者

(損害の賠償等)

第8条 故意又は過失により図書館の施設、附属設備、図書館資料等を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

(資料の選択、収集及び廃棄処理)

第6条 図書館資料の選択、収集及び廃棄処理については、教育長の承認を得て、図書館長がこれを決定する。

(図書館協議会)

第9条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館に朝来市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民の中から、教育委員会が委嘱する。

3～5 （略）

第10条・第11条 （略）

第7条 図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3～5 （略）

第8条・第9条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（朝来市あさごエコハウス条例の廃止）

2 朝来市あさごエコハウス条例（平成17年朝来市条例第163号）は、廃止する。